

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。(障害者雇用促進法第43条第1項)

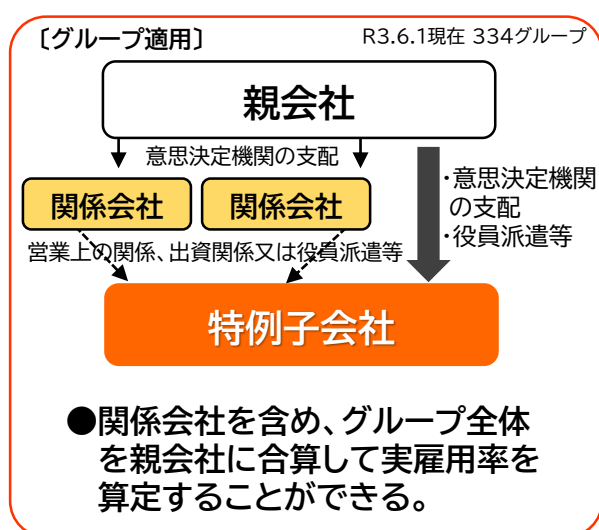
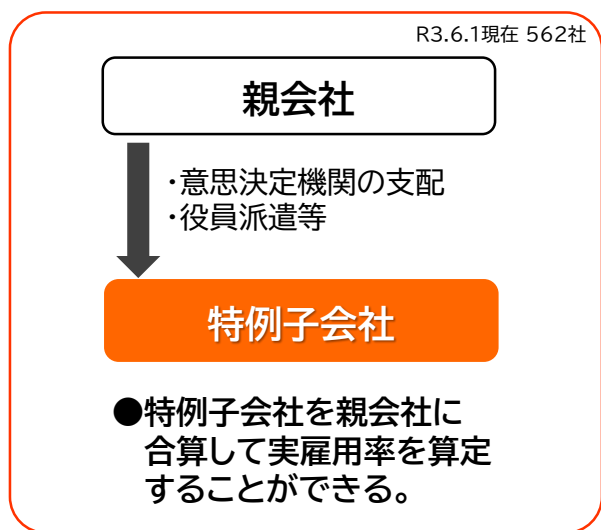
民間企業の法定雇用率は2.3%です。従業員を43.5人以上雇用している事業主は障がい者を1人以上雇用しなければなりません。

なお、障がい者の雇用の促進と安定を図るため、一定要件を満たすとして厚生労働大臣の認定を受けた場合に利用できる特例制度(障がい者実雇用率算定の特例制度)がありますので、その概要をご紹介します。

注: 障害者雇用率制度、その特例制度は障害者雇用促進法に基づく制度です。また、本ちらしは国の公表資料に基づき大阪府が作成したものです。

## 子会社特例制度・関係会社特例制度

事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たすとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定することができます。(子会社特例制度) また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定が可能です。(グループ適用)



- ・株式会社であること
  - ・親会社との人的関係が緊密
  - ・雇用障がい者数が5人以上で全従業員に占める割合が20%以上  
また、雇用障がい者数に占める重度身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者の割合が30%以上
  - ・障がい者の雇用管理を適正に行う能力を有している
  - ・障がい者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること
- ※親会社の要件: 当該子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること など

## 企業グループ算定特例(関係子会社特例)

一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、**特例子会社がない場合**であっても、企業グループ全体で実雇用率の通算が可能です。

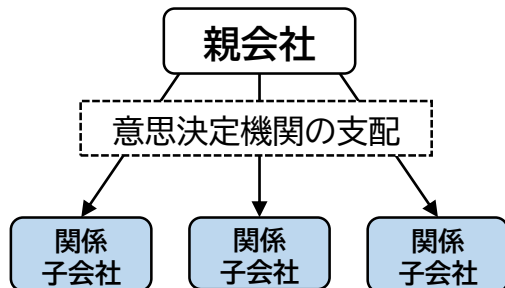


- ・株式会社であること
- ・各子会社の規模に応じて、常用労働者数に1.2%を乗じた数(小数点以下切捨て)以上の障がい者を雇用していること
  - ア 常用労働者数167人未満 要件なし
  - イ 同 167人以上250人未満 1人
  - ウ 同 250人以上300人以下 2人
- ・障がい者の適正な雇用管理ができると認められる(施設の改善、指導員の配置等) など

※親会社の要件: ・当該子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること  
・障がい者雇用推進者を選任していること

\*企業グループ内の障がい者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること

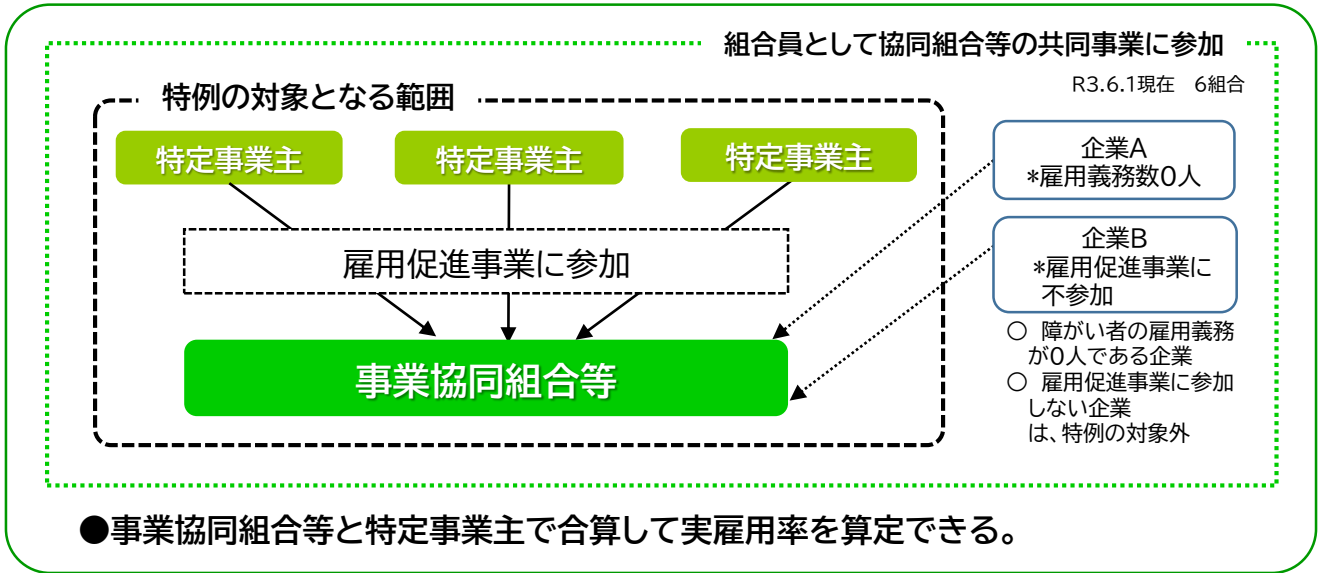
※ すべての子会社が対象 R3.6.1現在 106グループ



●親会社・子会社すべてを含むグループ全体を合算して実雇用率を算定することができる。

# 事業協同組合等算定特例(特定事業主特例)

中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣の認定を受けたものについて、**事業協同組合等(特定組合等)**とその組合員である**中小企業(特定事業主)**で**実雇用率の通算が可能**となります。



**組合等の要件**

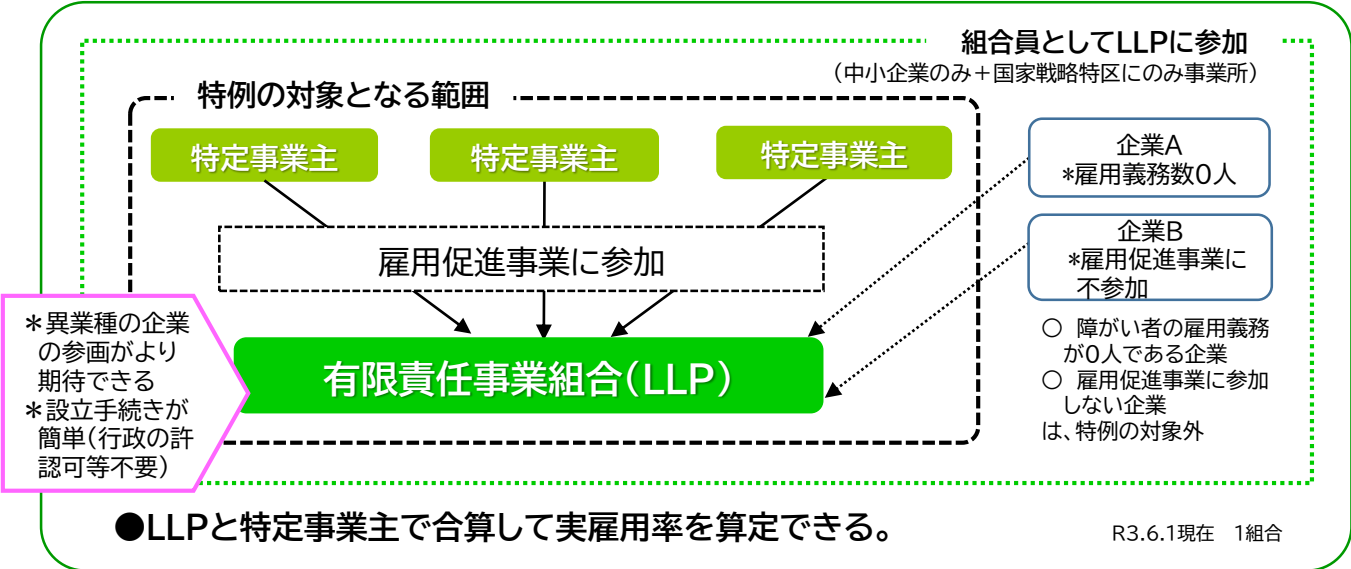
- ・事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- ・雇用促進事業(組合等と特定事業主による障がい者雇用の促進・安定に関する事業)の実施計画の作成と計画の確実な達成が可能
- ・自ら1人以上の障がい者を雇用。また、雇用障がい者が常用労働者の20%超 など

**特定事業主の要件**

- ・事業協同組合等の組合員
- ・常用労働者数が43.5人以上
- ・事業協同組合等の行う事業と特定事業主の行う事業との人的又は営業上の関係が緊密(特定事業主からの役員派遣等)
- ・規模に応じて障がい者を一定数雇用など

## 特区での特例 雇用率算定の特例拡充〔国家戦略特別区域法第20条の4〕

障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、**有限責任事業組合(LLP)**を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進するものです。



**特例の要件**

- 次の要件を満たした上で、事業協同組合等の特例認定の要件を満たす必要があります。
- ・中小企業者又は小規模事業者のみが組合員となっていること
  - ・国家戦略特区障害者雇用創出事業が実施される国家戦略特区域内にのみ事業所を有していること
  - ・その組合員の事業主が雇用する労働者数が常時43.5人以上
  - ・雇用促進事業の実施計画の作成と計画の確実な達成が可能であること など

◆ 国家戦略特区指定区域  
関西圏(大阪府、兵庫県、京都府)ほか9区域(R2.12時点)